

○四万十町公用車貸出事業に関する規程

令和8年3月13日訓令第4号

四万十町公用車貸出事業に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 貸出条件等（第4条—第6条）
- 第3章 使用申請及び許可（第7条—第9条）
- 第4章 公用車使用時の留意点（第10条—第12条）
- 第5章 使用資格の取消し及び制限（第13条—第14条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、本町が所有する公用車を、公務で使用しない日に限り公共的団体等に貸し出すことにより、当該団体等が行う公共の利益に資する事業の推進を図ることを目的として実施する公用車貸出事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 公共的団体 町民を構成員とし、福祉、教育、文化、スポーツ、産業振興、地域振興、防災その他これらに類する分野において活動する団体であって、営利を目的としないものをいう。
- （2） 運行管理主管課 貸し出しを行う公用車を所管する町の機関内の課等をいう。
- （3） 運転者 公用車の運転を行う者をいう。

（貸出対象車両）

第3条 本事業により貸し出すことができる公用車、定員及び運行管理主管課は次の表のとおりとする。

	車種	定員	運行管理主管課
1	マイクロバス 高知 200 さ 785	運転者含む 29 人	十和地域振興局 地域振興課
2	マイクロバス 高知 200 さ 678	運転者含む 29 人	公共的団体が使用する場合：総務課 町立小学校及び中学校が使用する場合：学校教育課

第2章 貸出条件等

（貸出対象団体）

第4条 公用車の貸出しの対象者は、次に掲げるものとする。

- （1） 本町の区域内に事務所又は活動拠点を有する公共的団体
- （2） 町立小学校及び中学校

（貸出対象事業）

第5条 公用車は、視察、研修、大会参加その他公共の利益に資する事業の実施に

際して貸し出すものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、貸し出しを行わないものとする。

(1) 飲食、娯楽、レジャー等を主たる目的とするもの

(2) 他に無料送迎バス等の交通手段を確保できる場合

3 第4条第1項第2号に掲げる町立小学校及び中学校による使用は、教育活動の一環として行う活動であって、公用車の貸出しに係る経費が公費以外から支出される場合に限るものとする。

(貸出条件)

第6条 公用車の貸出しに当たっては、別表第1に定める条件を満たさなければならない。

第3章 使用申請及び許可

(使用の申請)

第7条 公用車の貸出しを受けようとする団体（以下、「公用車使用団体」という。）は、運行管理主管課に使用予定日について仮予約をするものとする。

2 前項の仮予約は、使用予定日の3か月前から行えるものとする。

3 第1項の仮予約をした公用車使用団体は、使用予定日の14日前までに、町が指定する電子申請システムにより、必要事項を入力の上、申請しなければならない。

4 公用車使用団体は、運転者が、本事業により初めて公用車を運転する場合は、当該運転者の運転免許証を運行管理主管課長に提出しなければならない。

5 公用車使用団体は、本事業により初めて公用車を使用する場合は、当該団体の設置目的及び事業内容等を確認することができる規約等を、運行管理主管課長へ提出しなければならない。

6 第3項の申請期限を経過した仮予約は、取り下げたものとみなす。

(使用の許可)

第8条 運行管理主管課長は、前条の申請内容を審査し、適当と認めたときは、公用車の使用を許可するものとする。

2 運行管理主管課長は、公用車の使用を許可したときは、公用車使用許可証（電磁的方法によるものを含む。）を交付することとする。

3 第1項の許可に当たっては、運行管理主管課長は必要な条件を付することができる。

(許可事項の変更)

第9条 前条第1項の許可を受けた公用車使用団体は、使用日時、運転者、目的地又は運行経路等に変更が生じたときは、速やかにその旨を運行管理主管課長に届け出て、その承認を受けなければならない。

第4章 公用車使用時の留意点

(車両の点検)

第10条 運転者は、運転実施前及び実施後に、車両の点検を実施し、公用車自主点検表（様式第1号）に記入し、運転の実施後にこれを運行管理主管課長に提出しなければならない。

(費用負担)

第11条 公用車の貸出しに係る費用は、別表第2に定めるところによる。

(事故時の対応及び損害賠償)

第12条 公用車の使用に伴い事故が発生した場合は、公用車使用団体及び運転者は、速やかに運行管理主管課長に報告し、適切な処置をするよう努めなければならない。

い。

- 2 町は、前項の事故により損害が生じた場合においては、町が当該公用車に対して加入している自動車損害賠償責任保険及び任意の自動車保険の補償の範囲内において、対応するものとする。
- 3 前項の補償の範囲を超えて損害が生じた場合において、その原因が公用車使用団体又は運転者の故意又は過失によるときは、当該損害は、公用車使用団体及び運転者がその責任に応じて負担するものとする。
- 4 公用車使用団体及び運転者は、公用車及び付属設備を破損又は汚損した場合、速やかに運行管理主管課長に報告し、その指示により原状に復し、又は原状に復するために要した費用を賠償しなければならない。ただし、不可抗力等やむを得ない事由による破損又は汚損であると運行管理主管課長が認めた場合は、この限りでない。

第5章 使用資格の取消し及び制限

(使用資格の取消し)

第13条 次の各号のいずれかに該当する団体は、当分の間、以後の公用車の使用を認めないものとする。

- (1) 第6条に定める貸出条件について無断で違反したとき
- (2) 第7条に定める申請の内容に虚偽があったとき
- (3) 第12条に定める報告を怠ったとき、及び賠償の責任があるにもかかわらず賠償しなかったとき
- (4) 使用に際して運行管理主管課長が付した条件に違反したとき
- (5) その他特に不適切であると運行管理主管課長が認めたとき

(使用の制限)

第14条 運行管理主管課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公用車の使用を制限し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 天災、悪天候等運行経路の道路状況の悪化又は各種災害警報の発令等により、公用車の運行に危険を及ぼすおそれがあるとき
 - (2) 緊急かつ重要な用務に対応するため、やむを得ず車両を確保し、運行しなければならない事態が生じたとき
 - (3) 前条に定める取消事由に該当することが事前に判明したとき
 - (4) 車検又は保守点検期間中であるとき
 - (5) 車両の不具合等により、バスの運行に危険を及ぼすおそれがあるとき
 - (6) その他運行が不可能となる事態が生じたとき
- 2 前項の規定により使用が制限された場合において、町は責任を負わないものとする。この場合において、公用車使用団体は、代替輸送手段の確保等も自らの責任において講じるものとし、これによって発生した損害についても、町は責任を負わないものとする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

1	最少乗車人員	概ね10名。
2	運行可能地域	原則として四国内。
3	貸出可能日	【高知200さ785】 12月29日から翌年1月3日を除く日。
		【高知200さ678】 小中学校の長期休業期間を除く平日のみ。ただし町立小学校及び中学校が使用する場合は12月29日から翌年1月3日を除く日。
4	貸出可能日数	1回の予約につき、連続して使用できる日数は、原則として3日を上限とする。
5	運転者	貸出対象車両の運転に必要な免許を取得し、当該車両を安全に運転するために必要な知識及び経験を有し、使用団体が当該車両の運転者として適任と判断した者であって、使用予定日から起算して過去5年間に運転免許の取り消しの行政処分を受けていない者とする。なお、運転者は、公用車使用団体の責任において確保するものとする。

別表第2（第11条関係）

	項目	負担額	負担者	備考
1	車両貸出料	無償	—	四万十町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（平成18年条例第49号）第8条の規定による。
2	燃料費	実費	公用車 使用団体	—
3	高速道路料金 有料道路料金	実費	公用車 使用団体	—
4	駐車場使用料	実費	公用車 使用団体	—
5	運転者謝金	実費	公用車 使用団体	—

様式第 1 号（第 10 条関係）

公用車自主点検表

使用車両	該当する車両に○をつけてください。 A. 高知 2 0 0 さ 7 8 5 B. 高知 2 0 0 さ 6 7 8		
使用団体名		運転者名	
使用日時	年 月 日 時 分 発 年 月 日 時 分 着	乗車人数	人
走行距離数	走行前メーター： km 走行後メーター： km		

【運行前点検】

	確認箇所	点検内容	確認結果
1	ブレーキ	ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であること。	良 ・ 不良
		ブレーキの液量が適当であること。	良 ・ 不良
		駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。	良 ・ 不良
2	タイヤ	タイヤの空気圧が適当であること。	良 ・ 不良
		亀裂及び損傷がないこと。	良 ・ 不良
		異状な摩耗がないこと。	良 ・ 不良
		溝の深さが十分であること。	良 ・ 不良
3	バッテリー	液量が適当であること。	良 ・ 不良
4	原動機	冷却水の量が適当であること。	良 ・ 不良
		エンジン・オイルの量が適当であること。	良 ・ 不良
		原動機のかかり具合が不良でなく、かつ異音がないこと。	良 ・ 不良
		低速及び加速の状態が適当であること。	良 ・ 不良
		ファンベルトに傷、ひびなどがないこと。	良 ・ 不良
5	エア・タンク	作動に不具合がないこと。	良 ・ 不良
6	灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。	良 ・ 不良
7	ウインド・ウォッシャー及びワイパー	ウインド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。	良 ・ 不良
		ワイパーの払拭しよく状態が不良でないこと。	良 ・ 不良
8	運行において異状が認められた箇所	前回の点検時に異状が確認された箇所があった場合は改善していること。	良 ・ 不良
9	アルコールチェック※1	時 分 確認者名：	
点検者署名：			

【運行後点検】

	確認箇所	確認結果
1	燃料の補充※ ²	実施済 ・ 未実施
2	車体外観の確認（損傷、汚れの有無）※ ³	有 ・ 無
3	車内清掃	実施済 ・ 未実施
4	忘れ物確認	実施済 ・ 未実施
5	アルコールチェック※ ¹	時 分 確認者：
点検者署名：		

<連絡事項>

※車両の気になる箇所や運行管理主管課への連絡事項等がありましたら記入してください。

※1：アルコールチェックは運転者以外の方が確認してください。

※2：運行後は燃料を満タンにしてから駐車場所に返却してください。

帰着時間の関係でどうしても満タン返しができないことが想定される場合は、事前に運行管理主管課へ申し出てください。

※3：車体の損傷を発見した場合は、下記の運行管理主管課まで報告してください。また、走行により車両外装に著しい汚れが付着した場合は、簡易な清掃を行うなど、次の使用に支障がない状態で返却してください。

<運行管理主管課 連絡先>

車 両	運行管理主管課
高知 2 0 0 さ 7 8 5	十和地域振興局 地域振興課 TEL：0880-28-5111
高知 2 0 0 さ 6 7 8	(公共的団体が使用する場合) 総務課 TEL：0880-22-3111
	(町立小中学校が使用する場合) 学校教育課 TEL：0880-22-2594